

## 令和7年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年9月17日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 78号 下越福祉行政組合規約の変更について  
 議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第 91号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第 92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第 99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君   | 2番 | 長谷川 孝 君   |
| 3番 | 川 村 敏 晴 君 | 4番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 5番 | 山 田 勉 君   | 6番 | 上 村 正 朗 君 |
| 7番 | 鈴 木 一 之 君 |    |           |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 副 市 長           | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監           | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長         | 永 田 満 君   |
| 同課収納対策室長        | 石 田 百合子 君 |
| 同課市民税室長         | 鈴 木 孝 志 君 |
| 同課市民税室副参事       | 百 武 美 奈 君 |
| 保 健 医 療 課 長     | 押 切 和 美 君 |
| 同課国保室長          | 林 洋 一 君   |
| 同課国保室副参事        | 渡 邊 智 雄 君 |
| 同課健康医療政策室長      | 船 山 幸 文 君 |
| 同課健康医療政策室係長     | 大 滝 磨 子 君 |
| 同課健康サポート室長      | 中 川 紀 子 君 |
| 同課健康サポート室主幹     | 東海林 清 美 君 |
| 同課健康サポート室主幹     | 田 嶋 真理子 君 |
| 介 護 高 齢 課 長     | 土 田 孝 君   |
| 同課高齢者支援室長       | 川 村 勇 治 君 |
| 同課高齢者支援室副参事     | 大 矢 かおり 君 |
| 同課地域包括支援センター長   | 田 中 加代子 君 |
| 同課地域包括支援センター副参事 | 志 田 亜 紀 君 |

同課地域包括支援センター副参事	八幡英俊君
同課介護保険室長	瀬賀由香君
同課介護保険室係長	石山寛子君
福祉課長	太田秀哉君
同課福祉政策室長	佐藤一幸君
同課福祉政策室副参事	堀内さゆり君
同課福祉政策室係長	田巻桂君
同課福祉政策室係長	菅井洋子君
同課総合相談室長	石嶋聡君
同課総合相談室係長	遠山恵子君
こども課長	高橋朗君
同課子育て政策室長	長谷部淳君
同課子育て支援室長	小野由香君
同課子育て支援室副参事	志田真弓君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	山田ひろみ

(午前10時00分)

委員長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第6** 議第78号 下越福祉行政組合格約の変更についてを議題とし、担当課長（福祉課長太田秀哉君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉課長 おはようございます。ただいま議題となっております議第78号について御説明申し上げます。議第78号は、下越福祉行政組合格約の変更についてであります。本市が構成員となっております下越福祉行政組合の共同処理する事務において、引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が令和7年10月1日から改正施行されることから、条項にずれが生じる引用条項について変更を要すること、また令和8年4月1日の庁舎移転により当該組合の事務所の位置を変更する必要があることから、規約の変更を行うものです。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第78号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 それでは、議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。本案は、向ヶ丘保育園及びみのり保育園に係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉法人颯和会を引き続き指定しようとするものであり、指定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間であります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案趣旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしましたので、併せて御参照をお願いします。説明は以上であります。

（質疑）

川村 敏晴 この2園については、丸5年、1期といいますか、指定管理過ぎたところだとは思いますが、教えてほしいのが、両保育園合わせてでもいいのですが、従来の村上市内で勤めている保育士さんの村上市在住の方の割合、それともとも市の保育園としてやっていたときの保育士がどの程度の割合で残っているかというところ、若干ちょっと気になっていたもので、分かったら教えてください。

こども課長 大変申し訳ありません。そこまで把握はしておりませんでした。

川村 敏晴 分かりました。結構です。以上です。

上村 正朗 すみません。分かったら教えてください。向ヶ丘、みのり、それぞれ保育士の人数、それから平均の給与額、それから勤続年数、それから有給の取得日数、みんな保育士で構いませんけれども、把握していれば教えていただきたいと思います。

こども課長 保育士の人数ですが、みのり保育園につきましては、正職、臨時合わせて17名、向ヶ丘保育園につきましては、正職、臨時保育士合わせて19名となっております。あと、それ以外の勤続年数等につきましては、大変申し訳ありません、把握はしておりませんでした。

上村 正朗 把握していないのは、データがないというのは仕方ないと思いますけれども、元の私県職員やっていたときに、公立と民間両方の監査とか保育園入った経験、大分前の経験ですけれども、やっぱり給与とか、あと勤続年数とか、有給の取得日数とか、明らかに公立のほうがいいのです。保育の質に関しては、民間であろうと、公立であろうと、皆さん一生懸命やっているから、質的には問題ないかと思えますけれども、やはり民間になって心配なのはそういう特に、保育士だけではないですけども、職員の待遇が本当に公立とどうなのかなというのは非常に心配なのですけれども、その辺は現在データがないのか、もともと市として把握していないのか、それはどちらなのでしょう。

こども課長 今まで特に把握はしておりませんでした。

上村 正朗 最後になりますけれども、やはり指定管理ということで大事な村上の子供さんの保育も任せているわけですし、村上市民の職員の方がたくさんいらっしゃるわけですから、なかなか市が監査に行くわけではないと思いますけれども、指定管理という

中でそういうことを聞き取りしたり、問題があれば助言といいますか、そういうことをすることは可能なのかなと思いますので、できる範囲でぜひそういうことをやっていたらなと思います、いかがでしょうか。

こども課長　そういう待遇につきまして、今後ちょっと把握について検討していきたいと思われ、監査については市の職員も同行しますので、その中でいろいろ把握をしていきたいというふうに考えております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第81号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第91号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長　それでは、令和7年度村上市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,630万円とするものです。歳入につきましては、4款1項2目、説明欄1、子ども・子育て支援事業費補助金ということで、子ども・子育て支援金制度のシステム改修事業等に係る経費の補助金となります。歳出につきましては、1款1項1目、説明欄1、一般管理経費といたしまして、子ども・子育て支援制度の周知のリーフレットやシステムの改修に係るものです。以上です。

(質 疑)

上村 正朗　すみません。では、ちょっと二、三教えてください。そもそも子ども・子育て支援金の制度というのは、概要で構いませんので、ちょっと説明していただきたいと思われ。

保健医療課長　こちらにつきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴いまして、ライフステージに応じた経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯の支援の拡充、共働き、共育ての推進等に係る給付を支える財政基盤の確保と見える化の推進ということで、この支援金が創設されます。令和8年度から、この支援金に基づきまして、子供1人当たりの平均の給付改善額を高校生世代までの合計約146万円とするために、まず各全ての世代の年代の人たちが支援をするということによるものです。

上村 正朗　市に言ってもしょうがないのですけれども、そういう性格のものであれば当然税金でやるのが当たり前だとは思われけれども、それはここで言ってもしょうがないので。村上市で関係するところという、後期高齢のほうはまたあれでしょうけれども、国民健康保険の保険料に上乗せしてこれを来年4月から徴収するということだと思われけれども、試算的には何か、どのくらいになるのかというのはどんな

ものでしょうか。

保健医療課長 国のほうの試算としましては、国民健康保険加入者は250円、令和8年度は250円の見込みとなっております。すみません、月額です。

渡辺 昌 新たに徴収するというのでいいのですか。これ今回予算はそういうパンフレットとチラシも入っていますけれども、今後どのような形で周知されるのですか。どのような形でそのチラシが配布されるのか教えてください。

国保 室長 今後その制度が確立してパンフレットができましたら、窓口において渡すものと、あとそれから何か通知を出すときにそれを同封して周知するというふうに予定しております。また、ホームページのほうにも厚労省のところにもリンクするような形でつくるように予定しております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗 それでは、本議案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。昨年6月、子ども・子育て支援法の改正がありまして、目的としては、こども未来戦略に基づき今後3年間で集中的に取り組む加速化プランに盛り込まれた施策を実施するため、給付面と財政面の改革を一体的に行うものであるというふうに説明がされています。給付面でいえば、児童手当の拡充や出産等の経済的負担の軽減、保育士の配置基準の改善など、非常に個々の施策を見れば前進面があるのは事実です。問題だなど思うのは、必要とされる3.6兆円の財源の一部を医療保険制度に上乗せ徴収するという支援金制度、これが問題だというふうに思います。支援金は医療保険料に上乗せして徴収されますが、医療保険料は一定の収入を超えれば徴収割合が頭打ちになって据置きになるという、非常に逆進性を持っています。しかも、雇用者が加入する被用者保険よりも収入の低い加入者が多い国民健康保険のほうに保険料に対する支援金の負担割合が高いのです。そういう国民健康保険の加入者に対して非常に厳しい面がある制度でございます。子育て支援に必要な財源は、私は富裕層とか、あと内部留保をこの間ため込んでいる大企業に対する課税の強化とか、あとどんどん、どんどん増える防衛費の見直しとか、そういったことで子育て支援に必要な財源は生み出すものだというふうに考えています。ということで、子ども・子育て支援金制度自体には反対ですので、国会議員であれば反対いたしますけれども、この場合は地方自治体、村上市は国で決まったことを粛々と事務を進めなければならない立場でございますので、どうしようか悩みましたけれども、村上市の立場ということを考えて、そういう問題ではないかということを経験で述べさせていただいた上で、本議案については賛成させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第91号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第9** 議第92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 土田 孝君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長

それでは、議第92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。本会計につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,200万円とするものであります。それでは、歳入のほうでございますけれども、224ページ、225ページを御覧いただきたいと思っております。5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございます。説明欄1、過年度精算交付分110万5,000円でございますが、こちらは令和6年度の介護保険事業費の確定によりまして、過年度精算交付分として追加交付されるものであります。続きまして、6款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、説明欄1、過年度精算交付分3,000円です。こちらにつきましても、令和6年度の介護保険事業費の確定により、過年度精算交付分として追加交付されるものであります。続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金、説明欄1、事務費等繰入金20万7,000円でございますが、こちらにつきましては、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定前に行う実態調査の調査票の印刷、製本、封入、集計を障害就労施設に委託する委託料のうち、第10期介護保険事業計画の事務費分を繰り入れるものであります。続きまして、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、説明欄1、前年度繰越金1億6,768万5,000円でございますが、こちらは令和6年度会計の精算によりまして令和7年度に繰り越すものであります。続きまして、歳出の部、226ページ、227ページを御覧いただきたいと思っております。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄1、アンケート集計等業務委託料24万2,000円でございます。こちらは、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定前に行う実態調査の調査票の印刷、製本、封入、集計を障害就労施設に委託をさせていただき委託料のうちの第10期介護保険事業計画分を計上しております。続きまして、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付等準備基金積立金、説明欄1、介護保険給付等準備基金積立金2,486万9,000円でございますが、こちらは令和6年度会計の精算によりまして、第1号被保険者保険料を基金に積み立てるものであります。続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目の償還金、説明欄1、国庫支出金等返還金1億2,843万3,000円でございます。令和6年度会計の精算により余剰となった国・県負担金などを返還するものであります。続きまして、2項繰出金、1目の他会計繰出金、説明欄1、一般会計繰出金1,549万1,000円でございます。こちらは、令和6年度会計の精算によりまして余剰となりました市負担分の負担金などを一般会計に繰り出すものであります。8款予備費、1項予備費、1目予備費、説明欄1、予備費3万5,000円のマイナスでございますが、こちらは特別会計の端数調整をするものであります。以上で説明を終わります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第92号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第10** 議第99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書の265、266ページを御覧ください。令和6年度決算状況ですが、歳入56億4,166万2,254円です。歳出総額は55億3,528万9,806円で、差引き残額1億637万2,448円です。前年度比較で、歳入は1億7,428万1,273円、3.0%の減少、歳出では2億1,443万4,213円、3.7%の減少となりました。歳入歳出ともに減少となりました理由としましては、被保険者数の減少によるものです。被保険者数の状況ですが、令和6年度は、世帯数7,234世帯、前年度比274世帯の減、被保険者数は1万4,555人で、650人の減となっております。歳入について、269、270ページを御覧ください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額9億2,509万1,921円、前年度と比較して2,372万4,144円、2.5%の減となっております。2款1項1目特定健診一部負担金、2目各種健診一部負担金については省略させていただきます。3款1項1目督促手数料は省略させていただきます。4款1項1目につきましても省略させていただきます。4款1項2目、説明欄1は、マイナンバーと保険証の一体化に伴う周知広報やシステム改修等に対する補助金です。補助率は10分の10です。5款県支出金、1項1目1節、備考欄1、普通交付金分は、歳出における保険給付費に係る費用の全額が交付されております。2節保険給付費等交付金は、例年どおりのため、省略させていただきます。6款1項1目、備考欄1につきましても省略させていただきます。7款1項1目一般会計繰入金は、例年どおりのため、省略させていただきます。8款1項2目その他繰越金は、令和5年度決算により令和6年度予算に組み入れ、決算したものとなります。9款諸収入は、例年どおりのため、省略させていただきます。続いて、歳出になります。277、278ページとなります。1款総務費は、例年どおりのため、省略させていただきます。2款保険給付費の総額は、前年度より2,781万1,039円、1.2%の減となりました。しかし、1人当たりの医療費は4.8%の増加、また審査支払手数料は料金改定により増額となりました。3款国民健康保険事業費納付金は、前年比943万3,107円の減となっております。次のページを御覧ください。4款保健事業費です。会計年度任用職員報酬や特定健診委託料、人間ドック健診事業委託料などとなっております。5款、6款、7款、8款につきましても、例年どおりのため、省略させていただきます。簡単ではありますが、説明は以上となります。

(質疑)

上村 正朗 では、なければ、幾つか、数点教えていただきたいと思います。歳入のほうの1款の270ページなのですけれども、これも調定額に対する収入未済額の関係で、現年課税分、医療給付分の現年課税分の収入未済額が2,071万4,419円、調定額の3.31%が収入未済になっていると思います。昨日の市税の関係だと、大体これが市民税だと

- 1.1%、未済の率ですね、調定に対するあれが1.1、固定資産税で1.3ぐらいで、調定に対する未済の額が3倍ぐらいに国保の税金の場合はなっているのですけれども、その辺の原因というか、誤差の範囲なのか、でも3倍というところかなり有意な数なのかという気もしますけれども、何かその辺の分析等はしておりますでしょうか。
- 収納対策室長 国民健康保険税なのですけれども、前年度の所得に応じた金額で賦課されるのですけれども、納税相談がある際には、所得が減ったとか、仕事を辞めて収入がないとか、病気でお仕事をするのができないという御相談が多くて、そういう世帯につきましては大体、前年度、前の滞納繰越ししている分についても滞納があるもので、滞納繰越しのほうから先に納めていただいている関係で、どうしても現年のほうが収納が下がってくるような状況になっております。
- 上村 正朗 今のところは了解しました。ぜひ納税相談丁寧にやっていただいて、必要に応じて生活困窮とか、そういうところにつなげていただければありがたいと思います。続いて、273、274の歳入、7款繰入金の関係ですけれども、基金繰入金が当初2,400万、予算に残っていて、結果としてゼロ円になったのですけれども、これは余裕があるから取り崩さなくてもよかったということだと思うのですけれども、6年度についても保険税の改定はなかったかなと思うのですが、この基金を繰り入れることによって保険税の改定をしなくてもいいということにしたのでしたっけ。でも、2,400万ぐらいだから、そんなことないのかなと思うのですけれども、どんな感じだったでしょうか。
- 保健医療課長 基金を繰り入れることで保険税の改定はしなくて済むということで予定しておりました。
- 上村 正朗 了解しました。続いては、最後、歳出のところ283、284の5款の基金積立金の財政調整基金積立金で、今回利子積立金が73万2,411円で、前年は基金積立金が2億ぐらいあったかなと思ったのですけれども、今回は、先ほどの説明でもありましたけれども、なかなか収支が厳しく、積立金に積み立てるような余剰というか、そういうのがなかったということなのでしょう。私のちょっと見方が悪いのかもしれないけれども、その辺ちょっと教えてください。
- 保健医療課長 現段階でまだ収支が確定していないといいますか、過年度分の返還金を予定しておりますので、それが精算し終わりましたら、12月から3月でその辺はまた計画していきたいと思っております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第99号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。288、289ページを御覧ください。歳入9億4,471万7,943円に對しまして、次ページ、歳出9億4,395万8,399円、差引き残額75万9,544円となりました。歳入では1億2,293万5,817円、率として15.0%の増、歳出では1億3,801万4,617円、率では17.1%の増となりました。令和6年度には保険料が引き上げられたことや、また被保険者数も増加していることから、歳入歳出ともに増額となりました。令和6年度の被保険者の年間平均は1万2,733人で、前年比137人の増となっております。歳入の主なものですが、292、293ページを御覧ください。1款、2款、3款、4款は、例年どおりのため、省略させていただきます。5款3項1目雑入、備考欄1は、A Iやナッジ理論に基づいた受診勧奨事業を新規で行ったことなどで前年比増となっております。続きまして、歳出になります。296、297ページを御覧ください。1款、2款は、例年どおりのため、省略させていただきます。3款1項1目、保健事業経費は、人間ドック健診事業委託料や、令和6年度から開始しましたA Iやナッジ理論に基づいた受診勧奨事業を行いましたので、前年比増加となっております。5款1項1目は、例年どおりのため、省略させていただきます。簡単ではありますが、説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 では、1点だけ教えてください。議案書の295ページで人間ドック助成の補助金なのですが、これは県後期高齢者医療制度特別対策補助金862万2,000円、この中ということでしょうか。

保健医療課長 その中に含まれております。

上村 正朗 前もどこかで聞いたかもしれませんが、1人6,000円でしたよね。件数と金額を教えてください。何人分ということ。

保健医療課長 件数は359件で、額につきましては、人間ドック助成は142万7,830円となっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第100号は、起立全員にて原案のおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 土田 孝君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明をいたします。301、302ページを御覧いただきたいと思っております。収入でございますけれども、収入済みの額の合計であります。86億594万4,065円でありました。昨年度と比較をいたしますと、2,083万8,115円の減となります。続きま

して、305、306ページを御覧いただきたいと思います。こちらは支出済みの合計でございますけれども、84億3,825万7,546円でありました。昨年度と比較をいたしますと、1億1万5,980円の増となります。歳入歳出差引き残額ですが、1億6,768万6,519円を翌年度に繰越しいたしました。では、続きまして歳入の主なものを御説明させていただきます。307、308ページを御覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、収入済額は16億216万9,874円、不納欠損額は109万5,670円、収入未済額は415万3,696円であります。したがって、徴収率は99.7%となります。昨年度の収入済額と比較をしますと、1,497万8,232円の減となりました。続きまして、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、備考欄1、給食サービス事業負担金539万8,500円についてであります。1食300円の利用者負担金で、令和6年度は実利用人数が304人、1万8,063食分となりました。備考欄2、給食サービス事業負担金(滞納繰越分)7,200円でございますが、令和5年度の3か月の21食分がこちらに当たります。備考欄3、生きがい活動支援通所サービス利用料は、例年どおりのため、省略をさせていただきます。続きまして、2節市町村負担金、備考欄1の介護認定審査会費負担金469万4,000円ですが、村上市、関川村及び栗島浦村において共同設置をしております介護認定審査会の関川村443万3,000円と栗島浦村26万1,000円の事務費の負担金であります。3款使用料及び手数料につきましては省略をさせていただきます。4款国庫支出金ですが、介護給付費負担金、調整交付金、そして次ページに移りますが、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金としまして、収入済額が20億9,398万7,213円でありました。続きまして、309ページ、310ページのほう改めてでございますが、5款支払基金交付金ですが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金としまして、収入済額21億2,144万2,000円でありました。6款県支出金です。介護給付費負担金、地域支援事業交付金といたしまして、収入済額が11億9,386万843円でありました。次に、311ページ、312ページを御覧いただきたいと思います。7款財産収入につきましては省略をさせていただきます。8款繰入金ですが、介護給付費、地域支援事業、事務費等、低所得者保険料軽減繰入金、基金繰入金としまして、収入済額が12億7,015万760円でありました。5目の低所得者保険料軽減繰入金6,684万760円ですけれども、こちらは第1段階から第3段階に該当する方までの軽減を行った部分に対しての負担金でございます。負担割合といたしましては、国負担が2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1負担となります。対象者は6,787人ございました。続きまして、313ページ、314ページを御覧いただきたいと思います。9款繰越金、10款諸収入につきましては、省略をさせていただきます。歳入につきましては以上で終わらせていただきまして、次に歳出のほうに移らせていただきます。歳出につきましても、主なものを御説明をさせていただきます。1款の総務費につきましては、例年どおりのため、省略をさせていただきます。次に、317ページと318ページを御覧いただきたいと思います。2款保険給付費でございますけれども、保険給付費全体では77億1,734万1,080円となり、昨年度と比較をいたしますと2億1,468万834円、2.9%の増となりました。1項介護サービス等諸費でございますが、71億3,202万6,905円となりました。こちら昨年度と比較をいたしますと、1億9,922万7,858円、2.9%の増となっております。続きまして、319ページと320ページを御覧いただきたいと思えます。2項の介護予防サービス等諸費でございますが、1億5,349万1,172円となり

ました。昨年度と比較いたしますと、1,002万2,544円、7.0%の増となりました。1目、備考欄1の介護予防サービス給付費が昨年度より845万3,832円、率にして8%、そして次ページになりますけれども、7目、備考欄1、介護予防サービス計画給付費が昨年度より266万5,873円、率にして11.7%の増加となっております。これにつきましては、要支援認定者のサービス利用の増加によるものということで考えております。続きまして、321ページ、322ページを御覧いただきたいと思っております。4項高額介護サービス等費ですが、1億7,061万6,536円となりました。昨年度と比較いたしますと、1,376万3,532円、8.8%の増となりました。323ページ、324ページを御覧いただきたいと思っております。5項高額医療合算介護サービス等費と6項の特定入所者介護サービス等費は、例年どおりのため、省略をさせていただきたいと思っております。次に、3款地域支援事業費でございますが、全体で1億6,962万4,153円となりました。昨年度と比較をいたしまして、1億1,669万2,844円、40.7%の減となりました。これにつきましては、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、総合相談整備事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び生活支援体制整備事業のほとんど、主に職員人件費でございますが、そちらが一般会計に移管されたことが主な理由でございます。1項1目、備考欄1の介護予防・生活支援サービス事業経費のうち、こちら326ページになります。すみません。3行目の元気応援訪問サービス事業費負担金と、4行目の元気応援通所サービス事業費負担金のほうにつきましては、内容といたしましては、要支援1、2と認定された方が利用する訪問介護、通所介護サービス事業の費用になります。2目、備考欄1、介護予防ケアマネジメント事業経費でございます。9行目、介護予防ケアマネジメント委託料671万1,900円でございますが、こちらは要支援1、2の方の介護予防サービスの計画費、居宅介護支援事業所へ委託した委託料の分でございます。続きまして、2項1目の一般介護予防事業費、備考欄2、4行目の通所型介護予防事業委託料1,220万1,377円につきましては、こちらは市内5地区で総合型スポーツクラブなどに委託をして行った介護予防教室などの経費となっております。3項の包括的支援事業・任意事業費につきましては、全体で2,617万2,675円となりました。327ページ、328ページを御覧いただきたいと思っております。1目の権利擁護事業費、備考欄1、権利擁護事業経費の3行目の成年後見報酬助成費226万5,000円でございますが、こちらは成年後見制度を利用しているが、支払い能力のない方の後見人の方に報酬助成を行うものであります。令和6年度は、11人の方の後見人に対してお支払いをいたしました。続きまして、5目任意事業費、備考欄1の任意事業経費、4行目の給食サービス事業委託料1,663万4,725円ではありますが、こちら名称のとおり給食サービス事業に係る経費であります。65歳以上の高齢者世帯等で調理が困難な要支援高齢者に対しまして、給食サービスを行うと同時に安否確認を行っております。令和6年度の利用者数は304人で、延べ利用回数は1万8,069食でございます。昨年度と比べまして利用者は増加しております。6行目、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金569万2,225円ではありますが、こちらは平成28年度から実施しておりますグループホームを利用する低所得の要介護者等の経済的負担を軽減するために、家賃等の助成を行っているものでございます。次に、327ページ、328ページを御覧いただきたいと思っております。4款保健福祉事業費は新設となります。1項保健福祉事業費の1目在宅生活高齢者介護手当支給事業費でございます。備考欄1、在宅生活高齢者介護手当支給事業経費、1行目の在宅生活高齢者介護手当814万2,000円でございますけれども

も、こちらは65歳以上で要介護3以上の高齢者を介護している介護者に対しまして、介護手当、月額3,000円を4月、8月、12月の年3回に分けて支給をしているものがございます。令和6年度から第1号保険料を財源としました保健福祉事業で実施をし、令和5年度末に旧制度として該当されていた方に対する経過措置を設けております。令和6年度には291名が受給をされております。次に、329ページ、330ページを御覧いただきたいと思っております。2目の高齢者紙おむつ購入費助成事業費、備考欄1、高齢者紙おむつ購入費助成事業経費、2行目、紙おむつ購入費助成費1,521万5,030円でございますが、こちらは65歳以上の要介護3以上の在宅者に紙おむつ購入券、月3,000円を支給することによりまして在宅福祉の向上を図るという事業でございます。こちら先ほど御説明させていただきました介護手当と同様に、令和6年度から第1号保険料を財源とした保健福祉事業で実施をしております。続きまして、3目の訪問介護事業所支援事業費、備考欄1、訪問介護事業所支援事業経費の1行目、訪問介護事業所支援金618万2,000円でございますが、こちらは本市独自の支援金でございます。令和6年度の介護報酬の改定におきまして唯一マイナス改定となりました訪問介護事業者に対し、改定減となった差額と介護全事業の平均改定の1.59%から職員処遇改善分を除いた0.61%を対象事業所に支給するものであります。2行目の訪問介護事業所燃料費支援金372万9,000円でございますが、こちらにつきましても本市独自の支援金でございます。先ほどの事業所支援と同じように、令和6年度の介護報酬改定において唯一マイナス改定となりました訪問介護事業所に対し、業務で使用する車両1台当たり3,000円と、訪問1回当たり片道7キロ以上移動した場合に50円を支援する制度でございます。続きまして、5款基金積立金、1目介護保険給付等準備基金積立金1億4,595万7,367円ですが、こちらは令和5年度の介護給付費等の精算によりまして介護保険給付費等準備基金に積み立てた保険料であります。6款公債費は省略をさせていただきます。7款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金、備考欄1、過誤納還付金170万5,240円ですが、こちらは所得更正等による過誤納還付金であります。3目償還金、備考欄1、国庫支出金等返還金1億4,092万6,626円でございますが、こちらは令和5年度の介護給付費等の精算により国及び県支払基金へ返還するものであります。2項1目他会計繰出金、備考欄1、一般会計繰出金3,845万8,789円ですが、こちら令和5年度の介護給付費等の精算により一般会計に繰り出したものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

上村 正朗

それでは、またちょっと教えてください。307、308、歳入なのですけれども、歳入の保険料、第1号被保険者保険料の現年度分の普通徴収保険料なのですけれども、これも収入未済額が248万6,070円で、調定の2.87%。普通徴収という、年間の年金が18万未満ですから、1か月2万にも満たない人の分なのですけれども、何か収入未済の方の生活像というか、そもそもそのぐらゐの年金で独り暮らしだったら、ほかに預貯金等がなければ十分生活保護を受けられる方なのですけれども、年金額18万の方がどんなような、この収入未済で残っている方の状態像というのはどんな方が多いか、もし把握していれば教えてくださいと思っております。

収納対策室長

全体のどういふ生活状況かという、そこまではちょっと把握はできてはいないのですけれども、やはり普通徴収の方というのはお支払いする原資が年金でしかないので、とても毎月この金額を支払いするというのが難しいということで、お支払いが

進まないような状況となっております。やはり滞納繰越しという分もありますので、そちらのほうから納めていただいたものを、少しずつなのですけれども、納めていただいて、滞納繰越しから充てているような状況になっております。ちょっと本当に生活が不安だ、これ以上のお支払いは難しいというような御相談がある場合には福祉等にはおつなぎするような考え方でおるのですけれども、そこまでをされたいという御相談がちょっと、御相談、昨年1年間の中にはちょっとなかったもので、正確にはちょっと把握していないかもしれません。

上村 正朗 ということで、年金額、年間18万ですから、月ではなくて、そういう方にも介護保険料当然課税はされるのですけれども、ぜひ丁寧に関係もつくっていただいて、福祉のほうにつなげるものはぜひ積極的につないでいていただきたいと思います。もう一ついいですか。すみません。先ほどちょっと説明が速くてと言うと申し訳ないのですけれども、歳出のところなのですけれども、今までこの介護保険の特別会計で見ていたものが、重層を村上市が始めることによって、そっちのほうに歳出が、歳出のかなりの部分が移管したと思うのですけれども、そこをもうちょっとゆっくりというか、もう一回説明していただくとうれしいと思うのですけれども。申し訳ないですが。

介護高齢課長 先ほど御説明をさせていただきましたけれども、総合生活整備事業……（「何ページですか」と呼ぶ者あり）

介護高齢課長 323ページ、324ページになりますけれども、総合相談整備……こちらは、もともとの特別会計のときの科目になるのですけれども、総合相談整備事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び生活支援体制整備事業、こちらが重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして一般会計のほうに移管をされました。その中で、先ほど3款の地域支援事業費で約40%減というようなことで御説明をさせていただきました。

上村 正朗 3つのところ、もう一回ちょっとゆっくり。メモが。

介護高齢課長 総合相談整備事業、あと包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、あと生活支援体制整備事業であります。

上村 正朗 すみません。今のは、では分かりました。あと、328ページの保健福祉事業費、4款なのですけれども、これ今年新設ですよ。前年は地域支援事業だったのが保健福祉事業に移行して、今までは国とか県の負担もあった事業だと思うのですけれども、それが今度保健福祉事業ですから、全部市の、市内の1号被保険者の保険料を財源にする事業に移ったわけなのですけれども、その辺の理由というか、なぜそういうふうにしたのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

高齢者支援室長 こちらの事業なのですけれども、ちょっと年度は、すみません、覚えていないのですけれども、地域支援事業から廃止があらかじめ予定されていたものになりました。今の9期の計画の中では、9期中に見直しをするときに限ってこの地域支援事業の財源が当たるような事業になっておりました。対象範囲が非常に狭くて、一般財源のほうほとんどだったものですから、この9期を機に事業の見直しをしたものになります。

上村 正朗 分かりました。分かりましたというか、国・県の負担もあったのだけれども、それがもともとそんなに多くなくて一般財源でやっていたのが、それも9期の中でそれ何か見直しをなさというのが国の方針だったのでしょうか。それで保健福祉事業のほうに移行したと、そういうことですか。では、分かりました。そういうこと

として、これ6年度から保健福祉事業ということで、ここで始めたわけなのですけれども、何か全体として不用額が多いなというか、手当が46.57%、紙おむつは42.55%、訪問介護事業所の支援が29.2%、かなり不用残が多いなと思うのですけれども、その辺は何か理由ございますでしょうか。

高齢者支援室長 保健事業の実施に当たりまして、対象の範囲を紙おむつと介護手当のほうにつきましましては見直しをいたしまして、旧制度ですと、介護度に関係なく、認定調査票だとか主治医の意見書を見ながら、常時失禁がある方だとかを紙おむつの対象として、介護手当のほうにつきましましては、それぞれ寝たきり度とか認知症度だとかを見ながら対象者を決定していたところだったのですけれども、それを要介護3以上に対象のほうを改めさせていただきまして、その対象者の見直しに伴いまして見積もったときに、私どものほうで要介護3以上の対象者のうち施設に入所している者を除いて設定したために、要件として在宅の日数の縛りがあるものですから、実際にショートステイだとかの利用の実態を個々の被保険者に当てはめて算定することができなかつたものですから、結果としては対象者のほうを大きく見積もっていたことによる差になります。

上村 正朗 では、すみません、長くなりましたので、最後で、訪問介護事業所の支援事業費、これは非常に全国的にも評判の高い経費なのですけれども、それぞれ事業所支援金と燃料費支援金の対象の事業所と件数をちょっと教えていただきたいと思います。

介護保険室長 訪問介護事業所支援金につきましましては、対象事業所が17事業所、金額は618万2,000円、1事業所当たり約5万円から110万円ということで支給いたしました。訪問介護事業所車両燃料費支援金につきましましては、対象事業所が16事業所、1事業所当たり約4万円から約68万円というふうになっております。

渡辺 昌 330ページ一番上の紙おむつ購入費助成費なのですけれども、さっきの説明だと月3,000円で在宅、要介護3以上の方って説明あったのですけれども、実数ではどのくらいになるのでしょうか。

高齢者支援室長 実数なのですけれども、こちらのほう、旧制度で受けていた方に対して、新制度で該当にならない方に対しても経過措置を設けておりまして、経過措置の対象者と合わせまして752名が実数になっています。

渡辺 昌 助成費なので、それだけで、月3,000円の分で賄えているというわけではないと思うのですけれども、イメージとして月3,000円の助成というのは、実際、個々に、個人によって様々なんでしょうけれども、イメージとしては個人負担のどのくらい、何割ぐらいを助成しているというイメージなのでしょうか。

高齢者支援室長 すみません。割合については分かりませんが、実際に満額使わない方とかもいらっしゃると思いますので、大体、自己負担が全くないわけではないと思います。満額使っている方もいらっしゃると思いますので、ただ数字的にはそんなに自己負担は多くないのかなというふうに考えています。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第101号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。  
（午前11時11分）